令和２年５月29日策定
（一部改訂　令和３年１２月６日）

令和３年１２月６日付けの改訂内容は下線部分です。

長崎市文化振興課

長崎市チトセピアホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

（適用期間：令和２年９月19日～当面の間）

このガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年11月19日）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえて発行された業種ごとのガイドラインに鑑み、長崎市の方針等に基づいて、長崎市チトセピアホールで行われるすべての活動において、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

なお、長崎市チトセピアホール指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び当該施設でコンサート、発表会、講演会、会議、練習等の公演等を主催する事業者（以下「主催者」という。）は、市民の文化活動の振興拠点施設であること、並びに対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設やイベントの規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むこととする。

１　感染防止のための基本的な考え方

市及び指定管理者、主催者は、施設の特性や公演等の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、施設に来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演等関係者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底し、以下具体的な対策を講じる。

２　施設内のリスク対策

（1）接触感染の防止

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と接触の頻度を減少させる。

例　会議机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、エレベーターのボタン等

（2）飛沫感染の防止

施設における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での

大声での対話等が頻発する場所の状況を把握し、対策を講じる。

（3） 集客施設としての対策

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、対策を講じる。

（4） 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響を想定し、対策を講じる。

３　施設内の各所及び従事者等の対応策

（1）館内

ア　施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応を行う。

イ　公演等の前後及び公演等の休憩中に、会場内の換気を行う。また、主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。

ウ　手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。

エ　受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来場者との間を遮蔽し、飛沫感染を予防する。

オ　入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにする。

（2）ホワイエ

ア　対面での飲食、会話等を回避するよう表示する。

イ　公演等の前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。

ウ　人と人との距離を最低1m（できるだけ２mを目安に）確保する。

エ　常時換気を行う。

オ　テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

（3）トイレ

ア　不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清掃・消毒を行う。

イ　トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ　トイレの混雑が予想される場合は、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、主催者に対して最低１m（できるだけ２mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請する。

エ　清掃者はマスクや手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は手洗いを行う。

（４）従事者に関する感染防止策

ア　施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。

イ　マスク着用（熱中症等の対策が必要な場合を除く）や手指消毒を徹底する。

ウ　ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ　出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・ 筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

オ　指定管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

カ　従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（５）周知・広報

感染予防のため来場者・職員等に対して次の点について周知する。

ア　咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底。

イ　社会的距離の確保と徹底。

ウ　次の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・ 筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

エ　差別防止の徹底

オ　施設の利用前に接触確認アプリをインストールすること。

（６）保健所との関係

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

４　施設の利用制限

（１）イベント等開催の判断基準

イベント等の開催の判断については、長崎県が定めた「感染防止策チェックリスト（別紙１）」の内容をすべて担保できるものについて開催可能とする。

また、チェックリストについては指定管理者に提出すること。

なお、「感染防止安全計画」を策定済みのイベントについては、チェックリストの代わりに「感染防止安全計画」を指定管理者に提出すること。

※イベントを開催する際は、主催者は長崎県が策定した感染防止対策チェックリストを作成し、ホームページや SNS、イベント会場における掲示などで公表するとともに、イベント終了から１年間保管する等の手続きが必要です。

詳しくは長崎県ホームページ等でご確認ください。

（２）収容定員

施設	①大声で歓声、声援等がないことを前提としうる催物	②大声での歓声、声援等が想定される催物
	収容定員	収容定員の半分 （条件により半分を上回ることもある）
ホール	500 人	250 人
楽屋１	４人	２人
楽屋２	４人	２人
楽屋３	10 人	５人
楽屋４	10 人	５人

（３）ホールの利用制限について

ア　一度に舞台を使用する出演者数は催物の種類により異なるため、事前に指定管理者と協議すること。

イ　客席利用者大声で歓声、声援等がないことを前提としうる場合は収容定員を上限とし、大声での歓声、声援等が想定される場合等には半分以下を原則とする。

ウ　移動の際は間隔 1m（できるだけ２mを目安に）をあけて移動する。

（４）感染防止対策の確認

原則、申請の都度、開催条件チェックリストを作成・提出させること。（別添様式）

また、許可の際には感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することを利用者に伝え、協力をいただくこと。

５　主催者が講じるべき具体的対策

コンサート、発表会、講演会等のイベント等が開催される場合には、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は主催者であることに留意し、指定管理者等の協力のもと、実施することとする。

【開催前の対策】

（1） 入場制限

ア　密集を回避するための工夫や密な状況を発生させない工夫の導入を検討する。

（ア）開場・休憩時間の延長

（イ）入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化

（ウ）入場待機列の設置、間隔 1m（できるだけ２mを目安に）の確保

（エ）日時や座席の指定予約による人数調整

（オ）大人数での来場の制限

イ　主催者が払い戻しの措置等を規定するなど、有症状者の出演・入場を確実に防止するための措置を徹底すること。

（2） 来場者及び主催者との関係

主催者は原則として公演等の来場者及びスタッフの名簿の作成し、指定管理者へ提出すること。なお、来場者については、氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成することを原則とする。

また、必要に応じて保健所へ提供され得ることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱う。

（様式例）個票を配布し、指定管理者が一定期間保管する。

新型コロナウイルス感染症対策として参加者名簿を長崎市チトセピアホールで一定期間保管し、必要に応じて保健所へ提供される場合があります。なお、この個票は万が一感染者が発生した際の連絡のみに使用し、それ以外の目的には一切使用しません。					
来場日時	年　月　日　時　分から　時　分まで				
お名前	長崎　太郎	緊急連絡先	090-1111-〇〇〇〇		
①検温の結果、発熱がある				□はい	□いいえ
②咳・咽頭痛などの症状がある				□はい	□いいえ
③新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある				□はい	□いいえ
④過去２週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある				□はい	□いいえ

（イメージ）

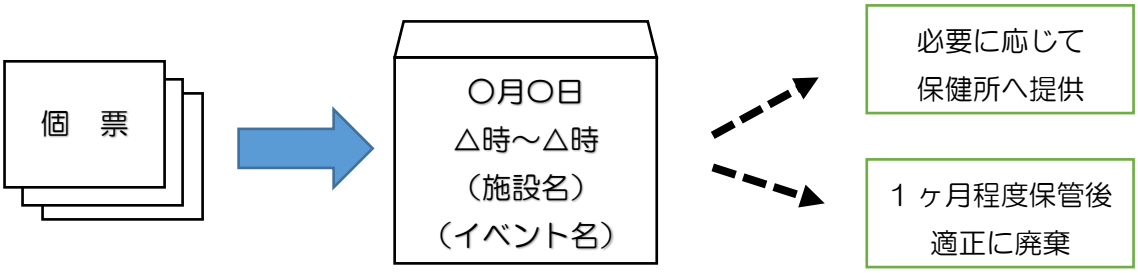

【開催当日】

（1） 周知・広報

感染予防のため、指定管理者との協力の上、来場者に対し次のことについて周知する。

ア　咳エチケット、マスク着用（熱中症等の対策が必要な場合を除く）及び定期的な手洗い・手指の消毒の徹底

イ　人と人との距離を確保する。

ウ　次の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢・嘔吐

エ　イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること。

オ　イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動をとること。

カ　交通機関・飲食店等の分散利用を呼び掛ける。

（2）来場者の入場時の対応

ア　以下の場合には、入場しないよう要請する。

① 検温の結果、発熱があった場合（37.5℃以上を目安）

② 咳・咽頭痛などの症状がる場合

③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

④ 過去２週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

イ　事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。

ウ　入待ちはしないよう呼び掛ける。

エ　十分な消毒が行えない備品の貸し出しは行わない。

オ　パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。

カ　プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。

キ　マスクを持参していない来場者がいた場合は主催者側がマスクを配布する。

（3）公演会場内の感染防止策

ア　接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。

イ　座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。

ウ　座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、演者が発声する場合は、舞台から観客の間隔を２m確保する。

エ　公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一する。

オ　来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）や休憩時間等は演者等と来場者が接触することは行わないようにする。

カ　場内における会話は控えていただくよう周知する。

キ　事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定や人員の配置、導線の確保等をし、トイレなどの混雑の緩和に努める。

ク　大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置するなど体制を整備する。

（4）公演等関係者の感染防止策

ア　公演等の運営に必要な最小限度の人数とすること。

イ　各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とする。

さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・ 筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

ウ　主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。

エ　表現上困難な場合や熱中症等の対策が必要な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにすること。また、公演等の前後の手指消毒を徹底すること。

オ　楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること。

カ　機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること。

キ　仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

ク　その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。

ケ　公演等関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

コ　公演等の開催前に接触確認アプリをインストールすること。

サ　公演等を開催する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要のない外出等による感染リスクのある行動の回避）をとること。

（５）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

ア　速やかに別室へ隔離を行う。

イ　対応する者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

ウ　速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

（６）物販

ア　現金での取り扱いをできるだけ減らす。

例　オンラインの販売やキャッシュレス決済

イ　パンフレット等の物販を行う場合、最低 1m（できるだけ２mを目安に）の間隔を開けて整列する。

ウ　ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ　対面販売は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

オ　多くの者が触れるようなサンプル品・見本品については使用の都度消毒を行う。

（７）来場者の退場時の対応

ア　事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。

イ　出待ちや面会等はしないよう呼び掛ける。

ウ　交通機関・飲食店等の分散利用を呼び掛ける。

【開催後】

（１）名簿の作成・保管

公演等ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存する。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること。

（２）情報提供

感染が疑われる者が出た場合、保健所等による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

【参考】
業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房ＨＰ）
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
〈劇場、演劇場〉
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（公益社団法人全国公立文化施設協会）
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
（無観客公演関係）」
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
（有観客公演）」
（一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、
一般社団法人日本音楽制作者連盟）
「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（クラシック音楽公演運営推進協議会）
「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
（緊急事態舞台芸術ネットワーク）
「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」
（一般社団法人全日本合唱連盟）
〈集会場、公会堂〉
「新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン」
（一般社団法人日本コンベンション協会（MICE））
〈展示会、展示場〉
「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」
（一般社団法人日本展示会協会）
〈体育館、運動施設〉
「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）
〈遊興施設〉
「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会）

【過去の改訂履歴】
一部改訂　令和２年６月18日
一部改訂　令和２年７月28日
一部改訂　令和２年９月１８日
一部改訂　令和２年11月19日
一部改訂　令和３年２月27日
一部改訂　令和３年４月３０日
一部改訂　令和３年６月２８日

一部改訂　令和３年８月３１日
一部改訂　令和３年１０月29日

感染防止策チェックリスト

別紙１

作成年月日　　年　　月　　日

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご入力ください。

催物の名称					
催物の概要 ※催物のチラシや計画書等（既存資料）を併せてご提出ください。					
開催日時	年　月　日　時　分 ～　時　分				
	※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。				
開催場所	会場名				
	住所				
収容定員	□		人	□	収容定員なし
適切と考える収容率（上限）	□	収容定員の100％以内（大声なし）（※1）		□	人と人とが触れ合わない程度の間隔
	□	収容定員の50％以内（大声あり）（※1）		□	十分な人と人との間隔（２ｍ）
参加人数					
出演者チーム等					
	※多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。				
主催者	所　属		代表者役職・氏名		
	担当者役職・氏名		電話番号		
	E-MAIL				
	開催案内等URL				
参考とした業種別ガイドライン(※2)					
その他の特記事項(※3)					

(※1)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

(※2)掲載されているホームページのURLを記載してください。無い場合は、別途添付してご提出ください。

(※3)大声なしの場合は、そう判断した理由や、　大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載してください。

感染防止策チェックリスト

基本的な感染防止	**イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。** ※5、000人かつ収容率50％超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。 ※下記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□	**【大声なしの場合】** **飛沫が発生するおそれのある行為(※１)を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用(※２)や大声（※３）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。** （※１）[**飛沫が発生するおそれのある行為**]には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 （※２）[**適切なマスクの正しい着用**]については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。 （※３）[**大声**]の定義を「客が、①通常よりもはるかに大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 **【大声ありの場合】** **「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。** ※大声を伴う可能性があるため収容率を50％とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□	**こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。**
	□	**主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。**
③換気の徹底	□	**法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上、１回に５分間以上等）の徹底。** ※室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ※屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ※必要に応じて、湿度40％以上を目安に加湿も検討。

感染防止策チェックリスト

基本的な感染防止	**イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。** ※5、000人かつ収容率50％超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。 ※下記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

④来場者間の密集回避	□	**入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。**
	□	**休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。** ※入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。
	□	**大声を伴わない場合には、「人と人とが触れ合わない程度の間隔」、大声を伴う可能性のあるイベントは、「前後左右の座席との身体的距離の確保」** ※「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合１ｍ）空けること。
⑤飲食の制限	□	**飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。**
	□	**食事中以外のマスク着用の推奨。**
	□	**長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染リスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。** ※発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
	□	**自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）。**

感染防止策チェックリスト

基本的な感染防止	**イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。** ※5、000人かつ収容率50％超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。 ※下記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

⑥出演者等の感染対策	□	**有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）やスタッフ等の健康管理を徹底する。** ※体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。
	□	**練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する演者者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。** ※練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。
	□	**出演者（演者・選手等）やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）**
⑦参加者の把握・管理等	□	**チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。** ※接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ※原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先の把握を徹底。
	□	**入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。** ※チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。
	□	**時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。**